

2010年春季研究大会  
「憲法と平和」分科会

2010年6月20日、於・お茶の水女子大学

テーマ：日米安保改定50年の平和学的課題

報告：

三輪隆（埼玉大）

「米国の軍事戦略と日米安保—2010QDRを手がかりとして」

小澤隆一（慈恵医大）

「日米安保体制と財政統制」

君島東彦（立命館大）

「日米安保体制をどのように克服するか」

司会：

麻生多聞（鳴門教育大）

三輪報告は、2010年QDRを手掛かりとし、米国の世界システムにおける相対的地位低下に対応せんとする米国オバマ政権による新世界戦略の実相を浮き彫りにするものである。従来の米国に顕著だったユニラテラリズムの修正という方向性は、新興大国を除外して米国が単独でセキュリティを規定しえないという認識に基づくものであり、とりわけQDRにおける「ステイクホルダーとしての中国」という認識の顕著性が指摘される。自由市場経済における米国の権益保持を目的とする新たな国際関係規範確立に向けたダイナミクスは、米国エリート層における現状認識からにじみ出る危機感の反映であるとし、それでもなお米国という国家が国際関係における特別な地位にあり、唯一の独自性を持つべきという認識をQDRから看取する三輪によれば、「対テロ戦争」の大義として援用される「自由と民主主義」の内実は新自由主義的な自由貿易と同義である。かような米国に日本がいかに関与すべきかという視座の重要性の確認を促す報告であった。

小澤報告は、日米安保体制に組み込まれた日本の財政運営の歴史と状況の概観を通じ、憲法下の財政統制がいかに歪んできたかを指摘し、法的問題状況の深刻性を明らかにするものである。終戦直後以来の軍事予算を1946年から2011年までフォローし、規範的統制の杜撰さが一貫して確認できると指摘する小澤は、その根拠として、財政法33条拡大解釈と「債務償還」移用措置、戦後処理費から防衛分担金への移行、防衛分担金削減方式における防衛庁費増額といった実態を紹介する。1980年代に顕著となった国防費拡大と軍産複合体という構造的な問題の関連性、米軍再編経費まで日本が負担するという現状の確認に続き、民主党政権における軍事費の取り扱いといった最新の政治状況についても問題提起が示された上で、日米安保条約が憲法の上位規範として位置づいてきた日本の法体系を憲法適合的に正すために、民主的統制が可能となるシステム整備の必要性が主張された。

君島報告は、日米安保体制克服という課題を実現すべく、共同体形成による脱軍事化というプロセスの必要性に光を当てるものである。従来所与のものとされてきた日米安保体制は、「憲法前文と9条のセット」から導かれる「平和的生存権・公正と信義」という憲法規範との間に齟齬を生んでおり、軍事同盟とは異なる安全保障枠組の可能性が模索されるべきことが強調される。「セキュリティ・コミュニティ」、「コモン・セキュリティ」、「ヘルシンキ・プロセス」、そして、個人の主体性に出発点を置くNGOの枠組に依拠する「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」アクション・アジェンダ等から抽出される方向性を、いかにアジアに適用すべきか。エリート層による主権の篡奪という状況の中、世界中の市民が米国の有権者と繋がり米国議会に反戦の圧力を加えた事例からインフォーマルな世論形成の重要性にも指摘は及び、現実的な平和論が提示された。

質疑ではいくつかの質問が提起されたが、ここでは次のものに注目してみたい。まず、小澤報告が指摘した日米安保の「無駄遣い」がどのようにコントロールされるべきかという質問に対し、小澤は軍事費支出監視をめぐる市民の主体性が重要であるとし、国家財政への規範的統御の意味を考察する必要があると回答した。外部からの客観的なチェックが困難な軍事費は、そもそも構造的に「無駄遣い」に走る傾向を帯びるものであるが、これがさらに日本の対米従属がそれを加速している現状を踏まえるならば、小澤により示された課題の重要性は否定できないであろう。

次に、君島報告に対して提起された「米を盟主とする米・英・日」による3国間の協調関係（＝

3 国同盟) が軽視されているのではないかという指摘にき、君島は、英米の軍事同盟関係に対し米国が現在ではかつてほどの重要性を認めておらず、日米同盟の意義も米中関係と比べて米国により軽んじられているという回答が示され、米国QDRをめぐる緻密な分析を示す報告を行った三輪隆からも同様のコメントが示された。米国における米中関係を重視する趨勢については、三輪報告、君島報告の双方により強調されたとおり、日本の平和憲法学にとっても一層検討の対象となるべき重要性を帯びることが確認された。

今回の憲法分科会では、3本の報告すべてが日米関係の分析を軸としたものとなっており、とりわけ昨今の米国による対中国戦略の展望を見据えつつ、第2次大戦後に形成された大国主導の世界システムが行き詰まる現状において、平和保障のための新たなシステムをいかに構築すべきかが問われる形となった。かような文脈において、日本国憲法9条にどのような力が認められるのかを問うことが今後の課題である。

(麻生多聞)